

土木設計業務等変更ガイドライン

設計変更手続きの明確化

令和2年10月

千葉県 県土整備部

目次

1	土木設計業務等変更ガイドラインについて	・・・P 1
2	土木設計業務等の変更のし手続フロー	・・・P 2
3	発注者・受注者の留意事項	・・・P 3
4	土木設計業務等の変更の対象となり得るケース	・・・P 4
5	土木設計業務等の変更の対象とならないケース	・・・P 11
6	設計変更事例と設計変更のポイント	・・・参 1
	(1) 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント	
	ア 「変更手続きの流れ」	
	イ 「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更	
	ウ 「設計図書の履行条件相違(条件決定の遅れ)」の設計変更	
	エ 「設計図書の履行条件相違(設計項目の追加)」の設計変更	
	(2) さらに適正な設計変更の実施にむけて	
7	その他	
	(1) 土木設計業務等委託契約書(抜粋)	・・・参 2
	(2) 設計業務等共通仕様書(抜粋)	・・・参 3

1 土木設計業務等変更ガイドラインについて

目的

土木設計業務等は、多岐にわたる専門分野の成果物を、自然条件及び地元住民や関係機関との協議等のプロセスを経て作成しなければなりません。しかし、業務の過程において予見できない事態が発生した場合は、業務内容の変更や業務の一時中止などが避けられない場合もあります。

土木設計業務等は、発注者が業務の基本的な方針を明確に示し、受注者はその方針に基づいて自らの技術力や応用力を発揮して取り組み、発注者と受注者が協働することにより、高品質な成果品を作成することができます。高品質な成果品を作成するためには、設計図書における適正な条件明示のみならず、履行条件の変化に伴う適切な設計変更を行うことが重要となります。

設計変更において、より良い社会資本の整備のために、受発注者が、それぞれの役割分担を適切に行い、設計変更内容について両者が合意したうえで、契約を締結することが不可欠です。

本ガイドラインは、発注する土木設計業務等において、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や、設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と受注者が相互に設計変更の正しいルールを理解し、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的としています。

土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は、多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

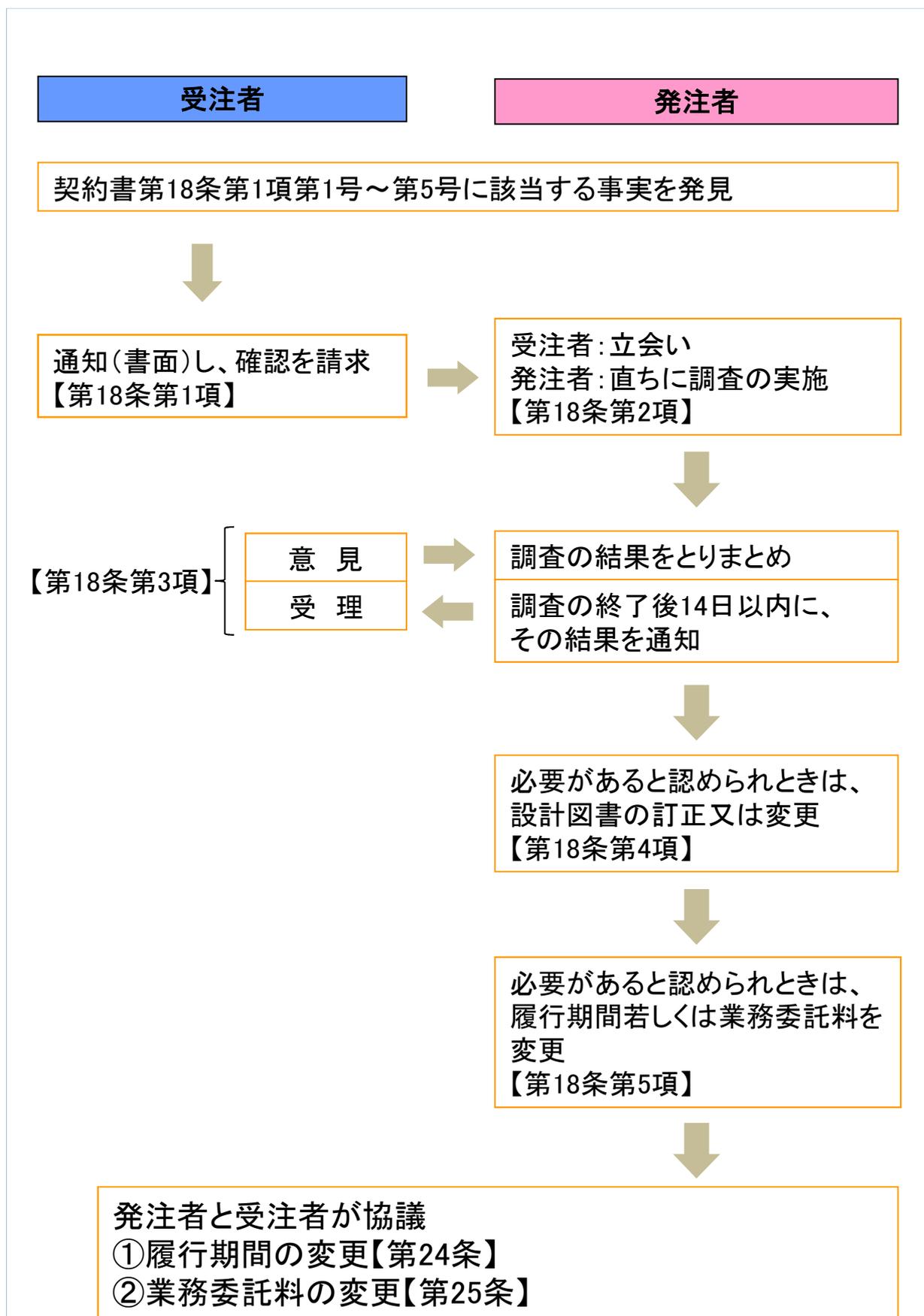
※「土木設計業務等」とは、土木設計業務、土木調査・計画業務、測量業務及び、地質調査業務をいう。

※契約毎に契約書、共通仕様書の条項が異なる場合があります。

本ガイドラインの条項は、以下の契約書、共通仕様書の条項を使用しています。

- ・契約書:「土木設計等業務委託契約書」
- ・共通仕様書:「設計業務等共通仕様書」

2 土木設計業務等の変更の手続フロー



※上記については、「土木設計等業務委託契約書」に沿った一般的な設計変更手続きの流れを示す。 2

3 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者・受注者共通の留意事項

- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査※等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

(2) 発注者の留意事項

- 発注者は、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)の適切な運用を行う。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

(3) 受注者の留意事項

- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

※合同現地踏査

設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針等の明確化・共有を図るため、受発注者が合同で行う現地踏査

4 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

【基本事項】

- ◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。
- 1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- 2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- 3. 所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- 4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- 5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

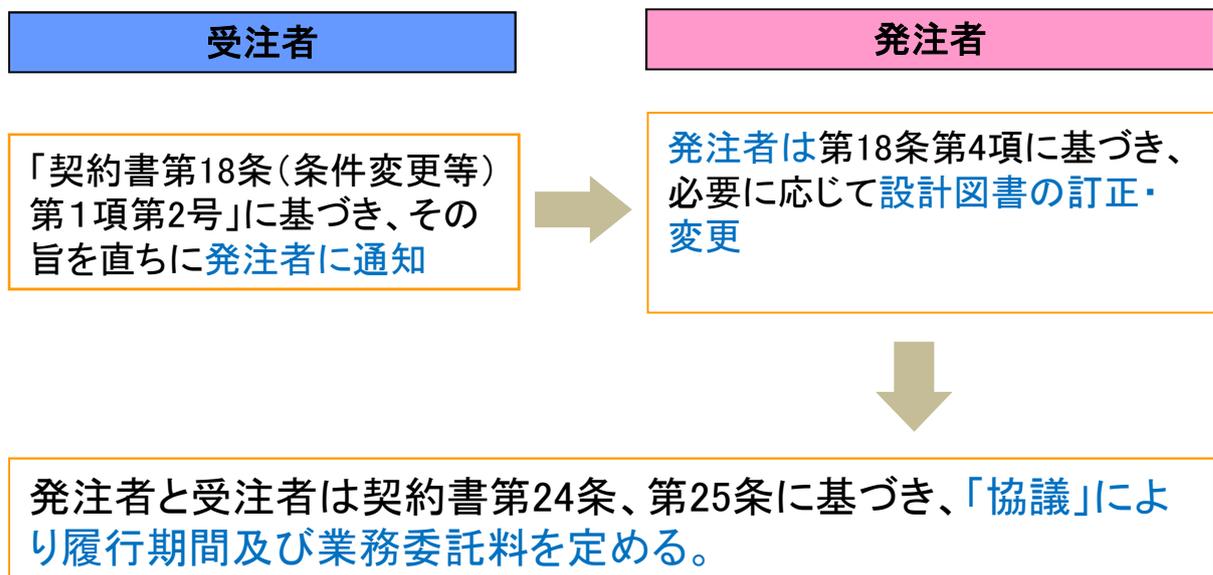
【留意事項】

- ◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。
- 1. 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- 2. 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- 3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。
- 4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

(1) 設計図書に誤謬^{ごびゅう}又は脱漏^{だつろう}がある場合の手続
(契約書第18条第1項第2号)

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



(例)

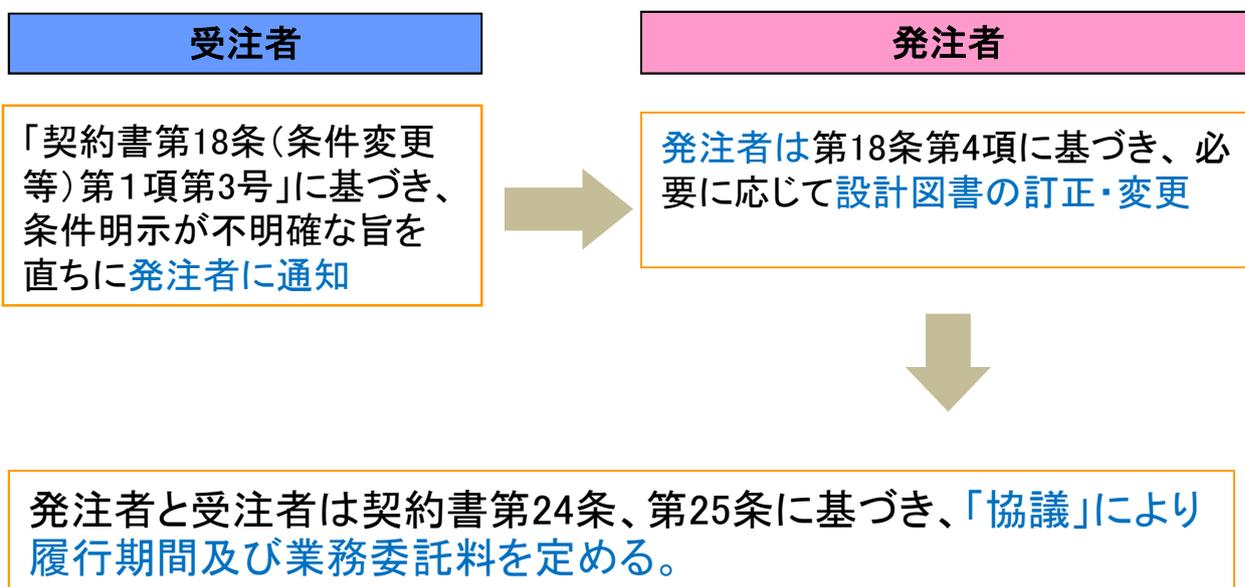
- ア 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
- イ 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
- ウ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

等

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 (契約書第18条第1項第3号)

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



(例)

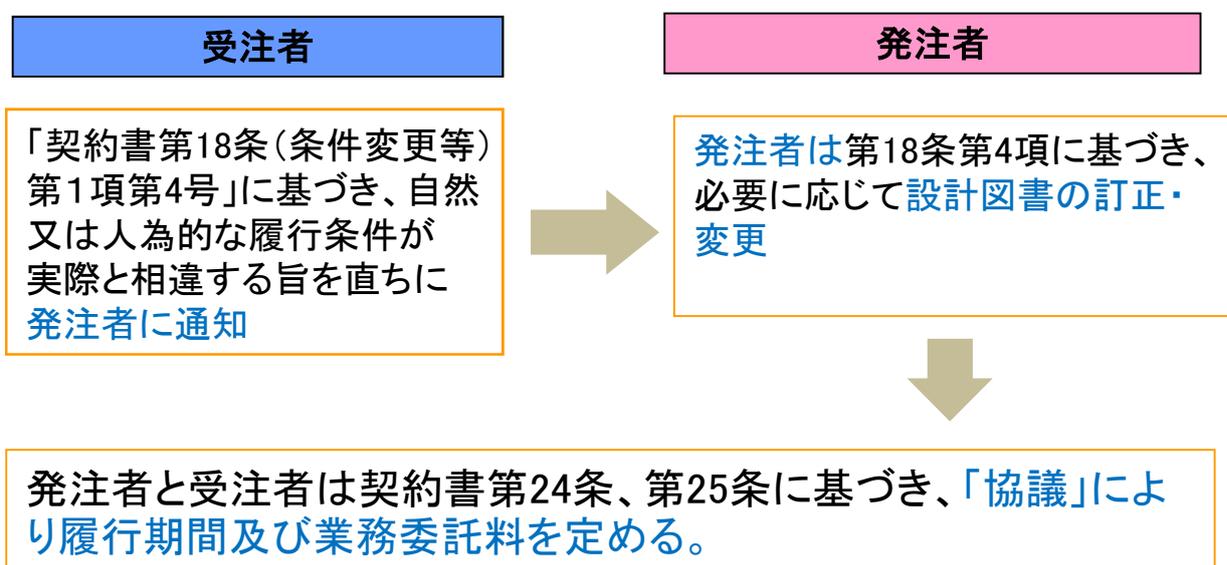
- ア 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない。
- イ 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
- ウ 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
- エ 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

等

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 (契約書第18条第1項第4号)

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



(例)

- ア 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
- イ 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
- ウ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- エ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- オ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- カ 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- キ その他、新たな制約等が発生した場合。

等

(4) 業務の中止の場合の手続 (契約書第20条、共通仕様書第1124条)

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる(現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る)。

この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

発注者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない

受注者からの発議も可

「契約書第20条(業務の中止)第1項」により、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

発注者より、一時中止の指示
(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)

履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。
【契約書第24条】

※必要に応じて変更工程表等を提出

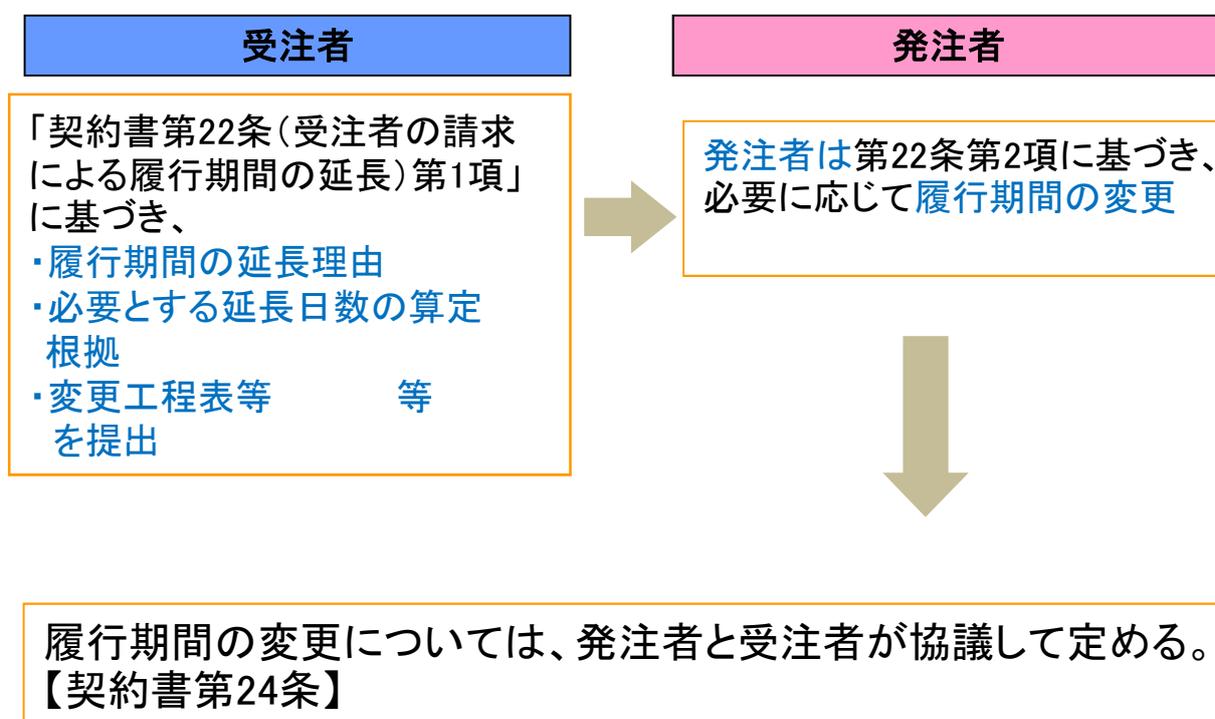
(例)

- ア 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- イ 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
- ウ 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続 (契約書第22条、共通仕様書第1123条)

受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



(例)

- ア 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
- イ 天災等により業務の履行に支障が生じた。

等

(6)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの (共通仕様書第1105条)

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

(例)

- ア 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。
- イ 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。
- ウ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。

等

5 土木設計業務等の変更の対象とならないケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。

ただし、契約書第26条(臨機の措置)の場合はこの限りではない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合。
3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)。
4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合。

6 設計変更事例と設計変更のポイント

設計変更事例と適正な変更手続き 設計変更のポイント

(1) 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント

ア 変更手続きの流れ

イ 「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更

変更事例1 設計図書の内容に脱漏がある場合

変更事例2 設計図書の表示が明確でない場合

設計変更のポイント 当初設計図書脱漏、表示が不明確

ウ 「設計図書の履行条件相違(条件決定の遅れ)」の設計変更

変更事例3 関連する調査・設計業務の遅れ

変更事例4 関係機関協議の遅れ

設計変更のポイント 条件決定の遅れ

エ 「設計図書の履行条件相違(設計項目の追加)」の設計変更

変更事例5 関係機関協議資料の項目追加

設計変更のポイント 設計項目の追加

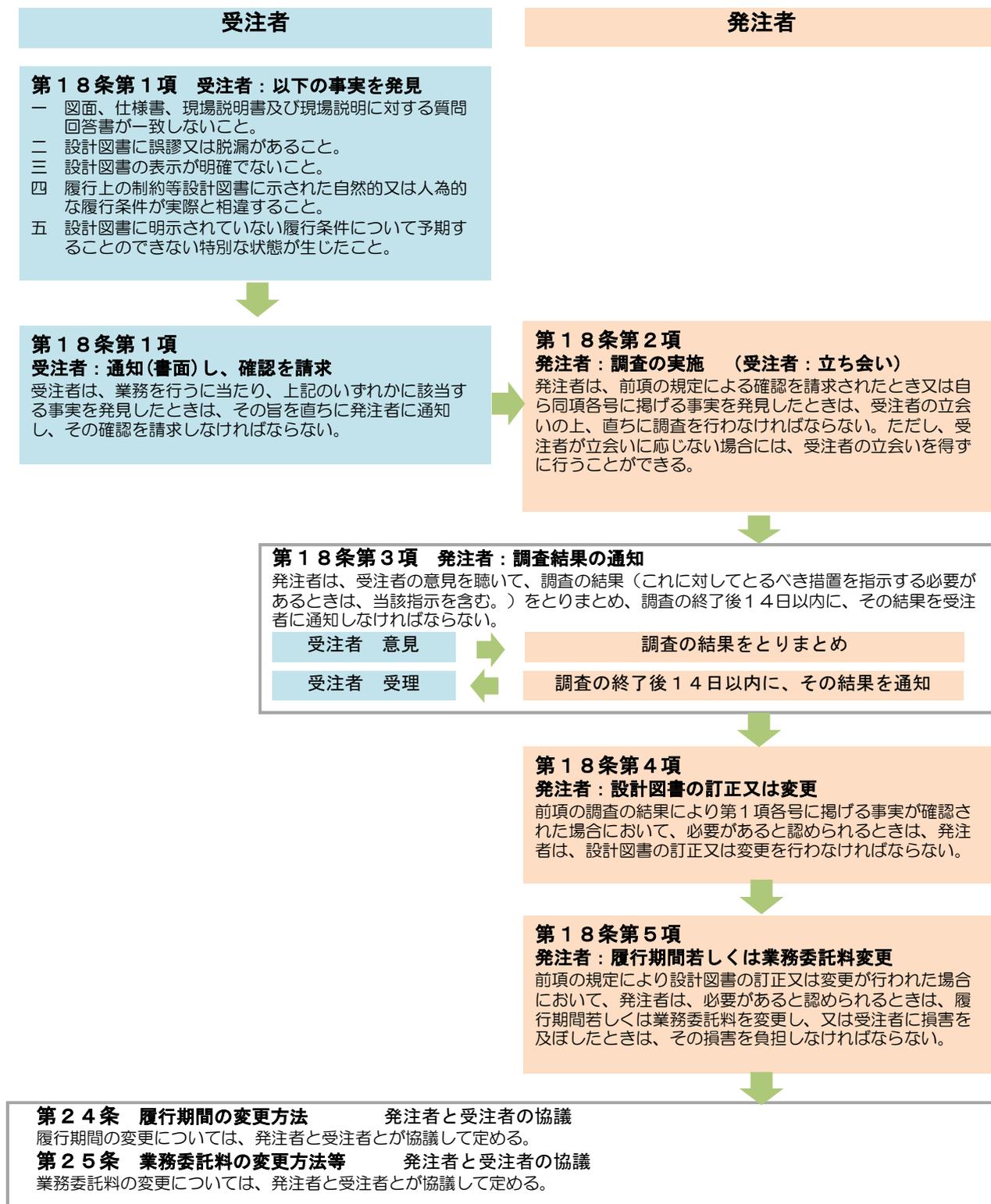
(2) さらなる適正な設計変更の実施にむけて

(1) 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント

ア 変更手続きの流れ

本資料に示すイからエの事例は、契約書第18条（条件変更等）、第24条（履行期間の変更方法）、第25条（業務委託料の変更方法等）に則った設計変更事例です。

以下に、「土木設計等業務委託契約書」に沿った一般的な設計変更手続きの流れを示します。



イ 「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更

土木設計業務等変更ガイドラインの関連箇所（ガイドラインP5及びP6）

- 4 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
 - (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続（契約書第18条第1項第2号）
 - (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続（契約書第18条第1項第3号）

変更事例1 設計図書の内容に脱漏がある場合

道路詳細設計について、業務に着手したところ、長大切土法面の計画箇所ですべて「法面工詳細設計」が必要だったが、設計項目に含まれていなかった。

適正な変更手続き

設計図書の脱漏発見 契約書第18条第1項

- 受注者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第18条第2、3項

- 受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～委託料変更 契約書第18条第4、5項、契約書第25条

- 発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続きを行う。

変更事例2 設計図書の表示が明確でない場合

築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く隣接工区との境界位置が、地先地名の不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。

適正な変更手続き

設計図書の表示が明確でないことを発見 契約書第18条第1項

- 受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」を直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第18条第2、3項

- 受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長の増減」について、調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～委託料変更 契約書第18条第4、5項、第25条

- 発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

設計変更のポイント 当初設計図書の脱漏、表示が不明確

設計項目・設計条件の確認

- 受発注者は、設計項目、設計条件に関する確認は、設計図書・貸与資料を用いて確認する必要がある。

設計図書の脱漏の類似例

- 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討等の設計項目の脱漏。

設計図書の内容が明確でない類似例

- 設計箇所、設計区間の位置が明確でない。
- 道路規格・道路幅員・交通区分といった設計条件が明確でない。

※ 契約前の注意点 業務内容の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- 例えば「関係機関協議」の一式計上の場合は、「協議対象者、協議議題、協議回数、協議同行の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- 例えば、検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
- 受注者は『土木設計業務等変更ガイドライン』（P3）に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

ウ 「設計図書の履行条件相違(条件決定の遅れ)」の設計変更

土木設計業務等変更ガイドラインの関連箇所（ガイドラインP7及びP10）

4 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

- （3）設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第18条第1項第4号)
- （6）「設計図書の点検」の範囲を超えるもの（共通仕様書第1105条）

変更事例 3 関連する調査・設計業務の遅れ

樋管詳細設計において、関連する地質調査業務の遅れ、関連する堤防詳細設計の堤防法線決定の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見 契約書第18条第1項

- 受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第18条第2、3項

- 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～期間変更 契約書第18条第4、5項、第24条

- 発注者は、「履行期間」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

変更事例 4 関係機関協議の遅れ

橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、河川断面の計画が見直されることとなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見 契約書第18条第1項

- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であること、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第18条第2、3項

- 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間、追加の検討作業」について、調査を行い、受注者は結果を発注者に通知する。

設計図書変更～期間・委託料変更 契約書第18条第4、5項、第24条、第25条

- 発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と業務委託料の変更手続きを行う。

設計変更のポイント 条件決定の遅れ

同時進行する調査・設計業務の工程に注意

- 設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- 受注者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更手続きを行う。

年度繰り越しの設計変更

- 発注者は、履行期間延期が年度内に収まらないと判断される場合は、年度繰り越しによる履行期間の延期を行う。

調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- 設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- 設計条件に関連する設計業務「上流の設計成果、隣接工区の設計成果で条件・方針の整合を図る必要のあるもの等」の遅れ。

関係機関協議の遅れが生じる類似例

- 公安委員会との調整による遅れ。
- 河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者との調整による遅れ。
- 公益事業者（電気、ガス、上下水道、通信等）、鉄道事業者との調整による遅れ。
- 地元住民（自治会含む）との調整による遅れ。
- 農水関係組合、漁港、土地改良区との調整による遅れ。

エ「設計図書の履行条件相違（設計項目の追加）」の設計変更

土木設計業務等変更ガイドラインの関連箇所（ガイドラインP7）

4 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

（3）設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第18条第1項第4号)

変更事例5 関係機関協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する2か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見 契約書第18条第1項

- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第18条第2、3項

- 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業（橋梁集約案の概略図作成、事業費算出）」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～委託料変更 契約書第18条第4、5項、第25条

- 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続きを行う。

設計変更のポイント 設計項目の追加

関係機関協議による作業の追加

- 関係機関協議での検討依頼について、当初発注の協議用資料作成として想定されている内容でない作業については、設計変更の対象とする。

※ 契約前の注意点 関係機関協議資料内容の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、関係機関協議資料の内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- 例えば、「資料の目的（排水流末確認協議、河川占用協議等）、数量（対象箇所数、対象範囲等）」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来る。
- 受注者は『土木設計業務等変更ガイドライン』（P3）に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要がある、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

(2) さらに適正な設計変更の実施にむけて

前ページまでの変更事例以外にも、特記仕様書の条件明示に一式といった不明確な内容提示をしたことから、契約後再度の設計変更を実施した事例があります。

また、契約後も発注者からの適切な条件や指示が示されないことから、業務の実施中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れを発生させ、混乱を生じさせた事例があります。

他にも、当初決定した設計条件に沿って設計を行っている履行中において、関係機関協議・住民調整の結果など、何らかの理由で「設計条件が途中で変更」された事例もあります。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)」の基本理念に「請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されており、また、発注者の責務に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期等の変更を行うこと」が規定されています。

以上の内容を踏まえ発注者は、業務遂行における遅れ、業務内容の相違及び業務実施の手戻りが生じず、適切な設計条件の明示と条件変更時の設計変更がなされるよう、以下に示す内容を心がけてください。

【日頃から心がけていただきたい内容】

- ア 業務の発注前までに、業務に係わる問題点の解決や設計条件を確定させること。
- イ 受発注者間の密接な連絡をとりあい情報を共有すること。
- ウ 受注者からの疑義に対するワンデーレスポンスを実施すること。
- エ 設計条件の再認識や施工の留意点が把握できる合同現地踏査を実施すること。
- オ 受発注者相互で何を確認し了承を確認したか記録する、打合せ記録簿での共有をすること。
- カ 受注者とは対等であることを認識すること。

7 その他

(1) 土木設計等業務委託契約書(抜粋)

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

[注]本項は、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

[注]下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

[注]下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第25条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

[注]この条は、現場調査業務を委託する場合に規定する条文である。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第17条から第21条まで、第22条、第23条、第26条、第27条、前条、第33条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注]下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 設計業務等共通仕様書(抜粋)

第1105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1121条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書 第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第1123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1124条 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。

3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第1133条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。

2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。